

施肥低減体系緊急導入促進整備事業 Q & A

問1 事業の申請を行いたいのですが、どこへ相談すればよいのですか。

(答) 事業を実施しようとする方の所在地により相談先が異なります。  
具体的には、この Q&A の最後に添付している（別紙）を参考にご相談下さい。

問2 申請書はどこへ提出すればよいのですか。

(答) 事業を実施しようとする方の所在地により提出先が異なります。  
具体的には、この Q&A の最後に添付している（別紙）を参考に提出して下さい。なお、申請に際しては、事前にご相談をお願いいたします。

問3 申請書の申請期間はどのようになっていますか。

(答) 公募(申請)期間は、9月30日(火)から10月28日(火)17:00までとなっています。  
なお、FAX、メールでの申請書の提出は受けませんので、余裕をもって郵送により提出してください。

問4 採択方法を教えてください。

(答) 採択方法はつぎのとおりです。  
添付資料等も含めて申請書一式が整ったものを受付し、要領に定める事業趣旨、要件を満たしているかどうかを審査した後、外部の有識者の意見を踏まえて採択いたします。

問5 事業実施要領に記載のある「効率的施肥体系」とは、具体的にどのような技術体系ですか。

(答) 土壌診断結果に基づき、土壌等から供給される肥料成分等を考慮に入れて施肥設計を見直すことを基本として、作物や地域に応じて、局所施肥の導入、たい肥等の低利用資源の利用なども活用して、肥料コストの低減を実現する施肥体系を指します。

問6 この整備事業では、どのような作物が対象となりますか。

(答) 本整備事業では、事業趣旨に沿ったものとなっていることが必要ですが、作物の対象を限定していません。

問7 3名以上の農業者が事業に参加する生産者団体が支援対象とありますが、3名等の小さな取組でも支援対象となりますか。

(答) 事業実施主体の要件の一つとして、農事組合法人等の生産者団体の場合、3名以上の農業者の参加を義務づけています。

一方で、本事業はモデル事業であり、支援対象は、地域でまとまってモデル的に土壌診断等に基づく施肥体系の転換に取り組もうとする主体を優先して採択することとしており、地域としてまとまった取組であることや取組が周辺地域のモデルとなるものであること等が必要です。

問8 ○○県農業協同組合連合会や県協議会等が事業実施主体となる場合、本事業の対象地域は県域としなければならないのでしょうか。

(答) 県内の一部の地区を設定して事業を実施することが可能です。

(別紙)

施肥低減体系緊急導入促進整備事業

申請者の所在地別提出先窓口一覧

北海道

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
農林水産省生産局農業生産支援課  
TEL 03-6744-2111

東北（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎）  
農林水産省東北農政局農産課  
TEL 022-221-6179

関東（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡）

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1（さいたま新都心合同庁舎 2号館）  
農林水産省関東農政局農産課  
TEL 048-740-0409

北陸（新潟、富山、石川、福井）

〒920-8566 金沢市広坂 2丁目 2番 60号（金沢広坂合同庁舎）  
農林水産省北陸農政局農産課  
TEL 076-232-4302

東海（岐阜、愛知、三重）

〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2  
農林水産省東海農政局農産課  
TEL 052-223-4622

近畿（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町  
農林水産省近畿農政局農産課  
TEL 075-414-9021

中国四国（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒700-8532 岡山市下石井 1丁目 4番 1号 岡山第 2 合同庁舎  
農林水産省中国四国農政局農産課  
TEL 086-224-9411

九州（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）

〒860-8527 熊本市二の丸 1番 2号 熊本合同庁舎  
農林水産省九州農政局農産課  
TEL 096-353-7383

沖縄

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2号館  
内閣府沖縄総合事務局農畜産振興課  
TEL 098-866-1653